



## 英語の関係詞節の段階性に関する機能的・語用論的 考察

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 福島県立医科大学看護学部 公開日: 2014-06-11 キーワード (Ja): 段階性, 制限的・非制限的關係詞節, コンマ, 必然性 キーワード (En): gradience, restrictive/nonrestrictive relative clause, comma, necessity 作成者: 中山, 仁 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://fmu.repo.nii.ac.jp/records/2000555">https://fmu.repo.nii.ac.jp/records/2000555</a>

# 英語の関係詞節の段階性に関する機能的・語用論的考察

## A Study of Functional and Pragmatic Gradience in the Relative Construction in English

中山 仁<sup>1</sup>  
Hitoshi NAKAYAMA<sup>1</sup>

キーワード：段階性, 制限的・非制限的關係詞節, コンマ, 必然性

Key Words: gradience, restrictive/nonrestrictive relative clause, comma, necessity

### Abstract

This paper is concerned with how English relative clauses can be classified in terms of functional and pragmatic properties of clausal connection between the main and relative clauses. It is generally accepted that relative clauses are classified into two broad categories, restrictive and nonrestrictive relative clauses. A restrictive relative clause is regarded as giving necessary information to identify the referent of the antecedent, whereas a nonrestrictive relative clause gives additional information about the referent, which means that a nonrestrictive relative clause is always preceded by a pause, or a comma in written English, that marks separation between different information units. However, a closer study of relative clauses in written English has revealed that it is not uncommon that a restrictive relative clause gives information that simply describes the antecedent rather than identifying the referent and that a nonrestrictive relative clause directly follows the antecedent without the insertion of a pause or a comma between them. This suggests an intriguing possibility that there may be certain factors that allow writers to use such “exceptional” forms of expression.

After pointing out several problems in the previous analyses of such expressions, this paper focuses on certain discourse-functional and pragmatic properties found in the connection between the main and relative clauses, and introduces a general idea *necessity* in order to give a better account of such exceptional relative clauses. Finally, it also proposes a new classification of relative clauses that reflects the gradience based on this general idea and argues that the classification has an advantage over the traditional restrictive-nonrestrictive dichotomy.

### 要 旨

本論は英語の関係詞節について、ある種の例外的用法の分析を手がかりに、段階性を特徴とした新たな分類を試みるものである。英語の関係詞節は、通例、制限的用法と非制限的用法の2つに大別される。一般に、制限節が先行詞の指示対象を限定する役割を持つものに対し、非制限節は、先行詞の指示対象が既に先行詞によって特定されているので、先行詞と別個の情報単位を構成し、その情報構造上の特徴を反映して2つの節は休止あるいはコンマによって区切られると考えられている。本論では、先行詞の内容を限定していないと思われる制限節や、前後がコンマで区切られていない非制限節といった、いわば例外的な関係詞節についての意味的・語用論的考察を行う。その結果、主節と関係詞節は「必然性」という概念に基づく段階的な連結関係を持ち、それを背景に例外的表現形式が実現されることを示す。さらに、この段階性を反映した関係詞節の新たな分類を提案し、関係詞節全体の連結関係についての一般化を行う。

1 福島県立医科大学看護学部総合科学部門 Department of Integrated Arts and Sciences, Fukushima Medical University School of Nursing

受付日：2013年9月26日 受理日：2014年1月9日

## 英語の関係詞節の段階性に関する機能的・語用論的考察

### I. 制限的用法と非制限的用法

英語の関係詞の用法といえば、通例先行詞との形式上・意味上の関係に基づいて2つの用法、すなわち、制限的用法と非制限的用法（あるいは限定用法と継続用法）がある。これらを区別する形式上の特徴としては、書き言葉の場合、主節と関係詞節に介在するコンマ（comma）の有無があげられる。たとえば（1）のように、関係詞の前（関係詞節が文中にある場合はその前後）にコンマがあれば非制限節、なければ制限節と判断される。コンマは句読法上の表記なので、音声上はここに休止（pause）が入ることになる。（1a）が制限節、（1b）が非制限節の例である。一般にはこの形式上の違いによって、ほぼ疑いなく両者が区別されるとみなされる。

- (1) a. We took some children on a picnic. *The children who wanted to play soccer* ran to an open field as soon as we arrived at the park. The others played a different game.
- b. We took some children on a picnic. *The children, who wanted to play soccer,* ran to an open field as soon as we arrived at the park.

(Azar and Hagen 2009: 285)

意味上の特徴として、制限節は先行詞によって話題にされているものがどの人（物、事）を指しているかを絞り込む（限定する）役割を持つ。一方、非制限節の場合、先行詞の指示する対象は先行詞自体によって特定されるので、非制限節はその先行詞についての補足説明としての役割を持つ。言い換えれば、制限節は先行詞の指示する対象の特定に関わるという点で必須の情報とみなされるが、非制限節はその特定に関わらないので情報としては二次的・随意的である。たとえば（1a）の *who* 節は、先行詞 *the children* が先行する *some children* のうちのどの子供たちに限定されるかを示している。もし *who* 節がなければ、*the children* は文脈上 *some children* の全員を指すことになるので、誤った解釈を導いてしまう。一方、（1b）の場合、*the children* の直後がコンマで区切られて（1つの情報単位となって）いるので、*the children* は先行文中の *some children* 全員を指すと解釈される。したがって、後の *who* 節は指示対象の特定には必要のない補足的な説明をしていることになる。

以上が制限節と非制限節についての一般的な理解であ

る。これに対し、本論では以下の2つの疑問を提示する。

- (2) a. コンマのない非制限的関係詞節は存在しないのか  
b. 先行詞の内容を限定しない制限的関係詞節は存在しないのか

これらの疑問の根拠となった、いわば例外的な、すなわち主節とコンマで区切られていない非制限節と、先行詞の内容を限定しないように思われる制限節については、実はすでに一部の文献で指摘されている。しかしながら、その多くはその場限りの説明であるか、依然として例外を残しているという点で、十分な説明には至っていない。そこで、以下ではまず（2a）に関する例について示された説明の不備を指摘した上で、それらが用いられる理由を意味的、語用論的観点から考察する。そして、その過程で提案した主節と関係詞節との連結関係に関する仮説を制限節にも当てはめることにより、（2b）に関する例の存在理由を説明し、最終的に関係詞節全体の連結関係についての一般化を試みたい。

以下で提示する仮説のポイントとなる概念は、第1に必然性、第2に節同士の連結の段階性である。これによって、制限・非制限という二分法の概念に基づく関係詞節の分類とは異なる段階的な分類を提案することが可能となる。必然性と段階性の具体的議論についてはそれぞれⅡ節とⅣ節で行う。

## Ⅱ. コンマのない非制限節

### 1. 実例と生起理由の検討 (1)

非制限的関係詞節がコンマを伴わない例については、これまでいくつかの語法書で扱われてきた。まず、渡辺（編）（1976）の例を（3）に示す。

- (3) *Nathaniel Hawthorne who was born in 1804* entered Bowdoin College in 1821.

（3）の先行詞 *Nathaniel Hawthorne* は固有名詞なので、*who* 節は明らかに非制限節である。この種の文の生起について、渡辺（編）（1976）は「コンマがなくても関係代名詞が非制限用法であることが自明な文脈」であることと、「特に、節が短い」ことを根拠にあげている。第1の理由については小西（編）（2006）にも指摘がある。（3）についていえば、先行文脈が特に示されていないので、考えうる自明の文脈というのは、先行詞が固有名詞である事実ということになる。固有名詞以外では、小西（編）（2006）の指摘した（4）のように、人称代名詞の

例が同様に当てはまる。実際、コーパスを用いて実例を検索したところ、(5) のような I を先行詞とする例が複数検出された。

- (4) *I who was born in northern England and have experienced the hard winters of Tohoku know the wisdom of that old saying.*

(小西 (編) 2006 : 302)

- (5) *But when the Communist Party of the Soviet Union says this, it must be right. And how can I judge whether it is right or not, I who have never been in the Soviet Union, indeed, I have never seen Stalin except on the film news.*

(COCA: 2000, ACAD, Scandinavian Studies)

しかし、渡辺 (編) (1976) と小西 (編) (2006) ではそれ以外の「自明の文脈」が明記されていないので、適用の範囲については不明である。しかも、自明の文脈を根拠にすること自体に疑問を示す (6) のような例もある。

- (6) *She had two sons she could rely on for help, and hence was not unduly worried.*

(Huddleston and Pullum 2002: 1065)

Huddleston and Pullum (2002) によれば、(6) は制限節と非制限節の2通りに解釈できるという。従来の分類にしたがえば、上記の関係詞節は関係詞が省略されていることから分かる通り、明らかに制限節である。しかし、実際にはもう一つの解釈、すなわち「彼女には2人の (= 2人だけ) 息子がいて、困ったときには頼ることができる」という非制限的な読みも可能であるという。two sons は固有名詞や人称代名詞ではなく、また、指示対象については制限的な解釈と非制限的な解釈の2通りにあいまいであるので、先行詞だけでその指示対象を特定できるような「自明の文脈」を与えることにならない。それにもかかわらず、この文では制限的用法の形式を持ちながら、非制限的用法の解釈が成立する。

渡辺 (編) (1976) で指摘されたもう1つの特徴である「節の長さ」についても、すでにあげた (4) や以下の (7) のような比較的長い関係詞節の例からも分かる通り、それが妥当な説明でないことは明白である。

- (7) *The father who had planned my life to the point of my unsought arrival in Brighton took it for granted that in the last three weeks of his legal guardianship I would still act as he directed.* (Ibid.: 1064)

以上より、(2a) の疑問であった、コンマのない非制限的關係詞節の有無についてはその存在が確認できたものの、渡辺 (編) (1976) ではその生起理由について十分な説明を与えることはできないことが分かった。

## 2. 実例と生起理由の検討 (2)

次に、吉田 (1985) の議論に用いられた (8) の例について検討する。

- (8) a. *I owe a special debt of gratitude to Rena Somerville who, as my secretary in the last few years, has typed so many versions of certain sections of my manuscript...*  
 b. *Innes relayed the news to Wainwright who covered his face as if in a prayer.*  
 c. *He showed it to O'Malley who got up at once and hurried to the phone.* (吉田 1985)

(8) も先行詞が固有名詞なので関係詞節は非制限的ではあるが、コンマを伴わない、いわば例外的な非制限節である。このような例について吉田 (1985) は、「この現象は関係詞節の占める位置が目的語である場合 [(8a) ~ (8c) が該当]、また、関係詞節が継続用法である場合 [(8b), (8c) が該当] に特徴的である」と指摘する (ここでいう目的語位置とは、先行詞の主節内での位置をいう)。継続用法に関してはさらに「関係詞節の示す内容は主節の示す内容の後に起こることが明白であるため、コンマがなくても意味的にあいまいになる危険がなく、ゆえに言葉の経済性に従ってコンマが省略される可能性が生まれる」という。

上記の指摘のうち、目的語位置を理由にした点については妥当性を疑わざるをえない。既出の例 (3), (4), (5), (7) で分かる通り、これらの関係詞節が生じる位置は主語位置だからである。一方、継続用法である場合に特徴的であることについては注目に値する。実際、筆者の持つ資料においても (9) のように継続用法の非制限節でコンマが省略される例が多くみられる。

- (9) *Devlin took a large envelope from his inside breast pocket and held it out. (...) Garvald nodded to his brother who took the envelope, opened it and checked the contents.* (J. Higgins, *The Eagle Has Landed.*)

(8b), (8c) と同様に (9) でも主節の内容 (Garvald が弟に向かってうなずいたこと) と関係詞節の内容 (弟が (うなずきに反応して) 封筒を取って中を改めたこと) との間の必然的な連続性が確認できる。ここで重要な

は、先行詞だけでなく、先行詞を含めた主節で述べられている事態と、関係詞節で述べられている事態と間に連続性の関係を見出したことである。吉田（1985）ではこの事態間の必然的連続性という関係が継続用法の非制限節について当てはまることを指摘しているが、本論ではこの考え方を関係詞節の他の用法にも拡大し、主節との何らかの連続性あるいは緊密性の観点から説明するための方策を探ることにする。

関係詞節の連続性・緊密性に関しては、Huddleston and Pullum（2002）が提案した関係節の分類の議論が参考になる。そこには（2b）にあげた「先行詞の内容を限定しない制限的関係詞節」も含まれている。以下では、その議論を概観した後、従来の関係詞節を意味的・語用論的観点から見直し、さらに非制限的関係詞節との段階的な関係にまで議論を進めたい。

### 3. Huddleston and Pullum（2002）による関係詞節の分類

Huddleston and Pullum（2002:1064）では、関係詞節が、必ずしも指示対象の選り分けという考えにもとづいて二分できるものではないという考えから、従来の制限・非制限という区別を改め、*integrated*（統合型）と*supplementary*（補足型）という概念による区別を採用する。ここで統合型とは音調・統語・意味の上で主節と一体化していること、補足型とは隣接する構造と結束性の弱いことを指す。したがって、従来の非制限的関係詞節は後者に相当する。たとえば、彼らは（10）（=（7））のような例をあげ、見かけ上は制限節だけれども限定的な働きをしていない関係詞節の例を挙げ統合型という範疇の必要性を説く。

- (10) *The father who had planned my life to the point of my unsought arrival in Brighton took it for granted that in the last three weeks of his legal guardianship I would still act as he directed.* (= (7))

(Huddleston and Pullum 2002: 1064)

(10) の *the father* は特定の1人しか指していないが、それに関係詞節が直接（コンマを介在させずに）後続している。(10) の主節部分の意味は、「息子が父親の言う通りにするのは当然である、と父が思っている」という趣旨である。Huddleston and Pullum（2002）によれば、この関係詞節は、限定的に（指示対象を特定するために）用いられているのではなく、「父親が当然な態度をとる」根拠、すなわち、「父がこれまで私の人生設計をしてきたのだから」ということになる。関係詞節は限定的ではないが、伝達上欠かすことのできない情報を提示してい

るという意味で、（なくてもよい）補足情報とみなすわけにはいかない存在と捉えるのである。このような場合の関係詞節を統合型とみなす。そもそも「限定」という概念は意味論的な根拠に基づいているので、それに沿って補足情報という情報構造上の概念を当てはめようとすると何らかの齟齬をきたすと予想される。Huddleston and Pullum（2002）の分類はその問題を解消する1つの方策といえよう。

統合型・補足型の分類では（11）（=（6））のような文も説明可能である。

- (11) *She had two sons she could rely on for help, and hence was not unduly worried.*

(11) では関係詞が省略されているので、形式上は制限節である。しかし、前述のとおり、Huddleston and Pullum（2002）は「息子は2人だけ」という非制限的な解釈も可能であるという。この解釈の場合、関係詞節の内容（頼れる息子が2人いること）は、主節で「彼女がさほど不安を感じない」ということを伝えるための直接的な根拠と見なされているという点で重要な情報であると主張する。つまり、このような場合は、統語的な情報よりも、「話し手が関係詞節の情報をどう意識するか」という点が優先されて、主節との一体化につながっているのである。

さらに、(12) はコンマの有無にかかわらず、いわゆる非制限的な解釈（「息子は2人だけ、娘は1人だけ」の解釈）を維持したまま、統合型・補足型のいずれも可能であるという。このような例では、関係詞節が伝達上重要な情報と認識されれば、コンマは省略されて統合型になるという考えである。

- (12) *She had two sons(,) who were studying law at university(,) and a daughter(,) who was still at high school.*

Huddleston and Pullum（2002）の主張をまとめると、直接的な理由や根拠の提示、情報の補完という機能が、時に話し手の意図の影響を受け、関係詞節の伝達上の重要度を高めることによって、関係詞節構文の情報の一体化を実現しているということになる。

Huddleston and Pullum（2002）の概念を利用することによって、少なくとも前述の（4）のような文について説明が可能となる。

- (4) *I who was born in northern England and have experienced the hard winters of Tohoku know the*



wisdom of that old saying.

この場合は、話し手が、主節で示された事実についての重要な理由を示すために統合型の関係詞節になっていると説明することができる。

以上、統合型と補足型の関係詞節について大まかに見てきた。ここで、この議論で残された問題についてまとめる。まず、Huddleston and Pullum (2002) で示された例は、制限節の形をした非制限節のうち継続用法以外のものについて説明を与えたということではできない。ただし、先行詞が固有名詞である場合については言及されていない。第2に、その継続用法の関係詞節がコンマなしで生じる場合について考慮されていない。それに、これらの場合を検討に含めたとしても、コンマが消失する要因が上記で主張された必須の理由や情報の補完に基づく情報の重要度の意識だけで十分説明できるのかということが確認できていない。第3に、Huddleston and Pullum (2002) では統合型の関係詞節を、統語上・意味上主節と一体化したものであるとしているが、そうすると、これらは(1a)のような純粋な(限定的な)制限節も同じ範疇に含まれることになる。しかし、限定的な制限節と上記の統合型の関係詞節とは意味論的に異なることに変わりはないので、結局、同じ範疇に2種類の関係詞節が混在することになるのではないか、という疑問が生じる。

これらの問題を解消するために、以下ではまず、先行詞が固有名詞である場合について検討を追加し、説明可能な関係詞節の範囲の拡大を図る。

### Ⅲ. 主節と関係詞節とのさまざまな関係

#### 1. 先行詞が固有名詞である場合

コンマを伴わない非制限型関係詞節のうち、先行詞が固有名詞である例を(13)、(14)にあげる。(13)は『オリエン特急殺人事件』の一場面である。ここでは、名探偵 Poirot が列車の窓から外を覗いた後に振り返ったところ、Mary Debenham という乗客と危うくぶつかりそうになったことを描写している。(14)は先に(8a)にあげた例であるが、これについては、文の目的語位置に生じること以外に説明がなされていなかったものである。

- (13) The man answered and Poirot drew back his head and, turning, almost collided with Mary Debenham *who was standing just behind him.*

(A. Christie, *Murder on the Orient Express*)

- (14) I owe a special debt of gratitude to Rena Somerville *who, as my secretary in the last few years, has*

*typed so many versions of certain sections of my manuscript...* (= (8a))

これらは Huddleston and Pullum (2002) に沿って説明することが可能である。(13)の関係詞節は Poirot が Mary Debenham にぶつかりそうになった直接的な理由を、(14)の関係詞節はこの文の筆者が Rena Somerville に感謝する直接的な理由をそれぞれ述べている。

しかし、次の例ではそのような説明ができない。これは『チャーリーとチョコレート工場』に登場する、やんちゃな子どもたちを紹介する文である(文中の who... の省略部分は原文のまま)。

- (15) But there are dangers in store as well, especially for such unlovable characters as Veruca Salt, *who disappears down the Great Rubbish Chute, or Augustus Gloop who is swept away in a river of hot melted chocolate, or Violet Beauregarde who...* but it's all here in his famous story, waiting 'to entrance, delight, intrigue, astonish and perplex you beyond measure' just as it has delighted and astonished more than two million paperback readers already.  
(R. Dahl, *Charlie and the Chocolate Factory*, Puffin Books, 冒頭の紹介ページより)

(15) では、1つ目の関係詞節はコンマで区切られているが、残りの2つには区切りがない。しかし、その2つの関係詞節は、主節の直接的な理由を表してはいない。なぜなら、これらの節の内容はこの子どもたちがどんなひどい目に逢うかを詳しく説明するものだからである。したがって、この例については Huddleston and Pullum (2002) とは別の説明、すなわち、直接的な理由や根拠の提示、情報の補完という機能以外のものを考える必要がある。

考える代案としては、必然性あるいは予測可能性といった概念による説明である。この小説には there are dangers in store... for such unlovable characters という表現によって紹介されるやんちゃな3人の子どもたちが登場することになっているが、まず、そのうちの1人目の子ども (Veruca Salt) について、そのひどい結末が関係詞節の中で述べられている。そうすると、残りの2人の子どもたちについても関係詞節が続けば、彼らにも同じひどい結末が待っているのではないかと予測可能性が高まる。これが誘因となって2つ目と3つ目の非制限節が先行詞に直接続いているものと考えられる。同一の文脈において、コンマのあるものとなないものの関係を説明できるという点で、この説明は Huddleston and Pullum

(2002) よりも有利であるといえる。

この必然性・予測可能性という概念が他の関係詞節においても適用可能であれば、さらなる一般化が期待できる。これについて、以下では継続用法の関係詞節がコンマなしで生じる場合について検討する。

## 2. 継続用法の関係詞節がコンマなしで生じる場合

(16) は通常継続用法の非制限的關係詞節である。ここでは、主節と関係詞節によって、Bill に与えた本がどうなったかについての、一連の出来事が述べられている。

(16) I gave the book to *Bill*, **who** sold it to *Betty*, **who** read it and then gave it to me for my birthday.

(Declerck 1991)

この場合、who 節で表わされる事態は一連の出来事ではあるが、どのような結果になるか予測がつかない内容である。一方、(17) (= (9)) はコンマを伴わない例である。既に (9) の説明の際に述べたように、ここでは2つの事態の間に必然性・予測可能性が認められる。

(17) Devlin took a large envelope from his inside breast pocket and held it out. (...) Garvald nodded to his brother **who** took the envelope, opened it and checked the contents. (= (9))

次の例は、コンマを伴う場合とコンマを伴わない場合の2つの非制限的關係詞節を同時に含む例である。

(18) ‘Can you oblige me with a light?’ he said. His voice was soft-faintly nasal. ‘My name is Ratchett.’ Poirot bowed slightly. He slipped his hand into his pocket and produced a matchbox **which** he handed to the other man, **who** took it but did not strike a light. (A. Christie, *Murder on the Orient Express*)

タバコの火をくれといわれた Poirot がマッチ箱を取り出せば、その後の動作は明白である。この必然性・予測可能性の高さが、which 節を先行詞に直接後続させたものと思われる。加えて興味深いのは、2つ目の関係詞節 who 節がコンマで区切られている点である。この場合、男は火をくれと言ったにもかかわらず火を付けなかったという予想外の出来事が語られているために、通常の継続用法のまま表現されているのが相応しいと考えられる。

以上は、主節と関係詞節との間の必然性・予測可能性

を示したものだが、主節の内容ではなく、それに先行する文脈に基づいて非制限節の必然性が読み取れる場合もある。それについて次節で検討する。

## 3. 文脈を誘因とした必然性

(19) は、主節と関係詞節の間だけではその必然性があまりはっきりしない。

(19) “Shut your mouth and get your feet together. In future you speak when you’re spoken to and not before.” He walked round behind *Preston* **who** was by now standing rigidly to attention.

(J. Higgins, *The Eagle Has Landed*)

ここは、軍人 (he) が部下 (Preston) に向かって叱責している場面である。その叱責 (下線部) によって部下が気を付けの姿勢をとることは十分予想できることであり、その後で彼が部下の周りを歩く際、部下の態度が依然として気を付けの姿勢であるのは必然であると理解できるであろう。ここでは、先行文脈と人間関係という語用論的文脈が、先行詞と関係詞節の緊密性を高める誘因となっているのではないかと考えられる。

同様に、先行詞が固有名詞である例としてあげた (15) の場合 (3つの非制限的關係詞節が現れている例) も先行文脈に基づく必然性を表している。(15) では先行する文脈が、後続する関係詞節で表わされる (気の毒な) 内容を予測させる誘因となっているといえるからである。

以上、コンマを伴わない非制限節のうち、Huddleston and Pullum (2002) では扱われていない例について検討してきた。その結果、この種の関係詞節には、必然性あるいは予測可能性の高さが特に関係していることが分かった。

## IV. 必然性による概念の統合

Huddleston and Pullum (2002) の統合型の関係詞節は、直接的な理由や根拠の提示、情報の補完といった機能をもつために伝達上の重要度が高く、したがって、関係詞節構文の情報上の一体化を形式的にも実現している関係詞節である。ここでの説明概念は前節で指摘した必然性の概念と関連づけることができる。統合型の関係詞節は伝達上の重要度が高いので、それを省略すると伝達上支障をきたすと話し手 (書き手) がみなしている情報を含んでいるといえる。言い換えれば、関係詞節によって表わされる理由や情報の提示は話し手にとって伝達上必然的に要求される情報である。一方、コンマを伴わない継

続用法の場合は、主節と関係詞節で表わされる事態間で成立する必然性が関与している。この場合、話し手は事態の観察者としてその必然性を認識し表現（記述）する。また、文脈に基づく必然性の場合、話し手は先行文脈あるいは語用論的情報を根拠として、関係詞節で表わされる事態や情報に必然性を与えていると考えることができる。したがって、コンマを伴わない非制限的關係詞節の特徴をまとめると（20）のようになる。

- (20) 非制限的關係詞節の持つ情報が、関係詞節構文全体の理解にとって必然的に要求〔導出〕されると話し手（書き手）が認識する場合、非制限的關係詞節はコンマを伴わずに主節に直接後続することができる。

以上、固有名詞を先行詞とする非制限節および継続用法の非制限節について検討を行った結果、（20）の特徴を考慮に入れることで、非制限的關係詞節とコンマの有無に関する問題をより広範囲に扱うことが可能になった。

ところで、II節であげた Huddleston and Pullum (2002) の問題点のうち、解決すべき問題が1つ残っている。それは、（21）のような明らかに限定的な（典型的な）制限節と、（22）のような別の統合型の関係詞節の混在を解消することである。

- (21) *Everything they said was true.*  
 (22) *Grace works for a company that makes furniture.*  
 (Murphy 2012: 190)

制限的關係詞節は限定的關係詞節ともいわれるように、先行詞によって話題にされているものが、同種の集合の中のどの人（物、事）を指しているかを絞り込む役割を持つと考えられる。（21）は、「彼らが言っていること」に限ってそれがすべて正しいと述べているのであって、この世のすべてが正しいと述べているわけではない。もし関係詞節が省略されると、文の真理値が変わってしまう。先行詞に *every*, *any*, *all*, *the only* などを用いた例はこの種の関係詞節の典型である。一方（22）では、数ある会社のうちのどれを指しているのかというより、勤務している会社の説明を詳しく述べているに過ぎない。この場合、*that* 節を省略したとしても、伝達される情報の総量は不足するものの、文の真理値は変わらない。このような解釈は特に先行詞に不定名詞句をとる場合に生じることがある。既出の例では（6）も後者に当てはまる。

- (6) *She had two sons she could rely on for help, and hence was not unduly worried.*

統合型・補足型の二分法では、これらの文はともに統合型に分類されるが、その範囲内で2種類の文を分ける機能上の基準は示されていない。（21）と（22）の関係詞節が機能上それぞれ異なる性質をもつのであれば、この2種の関係詞節を混在させることは望ましくない。とはいえ、単に細分化するだけでは異質ものを同じ範囲に留めることになり、本質的な改善にはならない。

そこで、以下では Huddleston and Pullum (2002) の代案として、別の観点、すなわち、関係詞節の段階性を考慮に入れた分類を提示したい。

## V. 関係詞節の段階性に基づく分類の提案

### 1. 段階性の根拠

通例の制限・非制限の分類も、統合型・補足型の分類も二分法を取っていることに変わりはない。しかし、関係詞節を単純に二分するよりは、ある種の段階性に基づいて、いくつかのタイプが連続的に配列される方が実態を反映していると思われる。

その根拠の1つとして細江（1971）があげられる。細江は、関係詞節におけるコンマや休止は必ずしも厳密なものではないと指摘し、加えて、制限節と非制限節との間にある種の連続性があることを示唆している。

- (23) 細江（1971：369）  
 上記の分類〔細江の提案した、関係詞節を二分し、さらに非制限的關係詞節を二分する考え〕は、現代英語における形容詞文句〔＝形容詞節〕の顕示する性格を研究するに必要であると認める限定内で樹立したもので、実は一連続の関係を持つものであるし、また芸術的用法もあるがゆえに、しさいに吟味すればまだ他の種目を立ててもよい中間的のもののあることも覚悟すべきである。

ただし、細江（1971）は区切りの有無に関する特徴や、関係詞節の連続性について具体的な説明は示していない。

段階性を示唆する指摘は Quirk *et al.* (1985) にもある。そこでは、特定のものを指す先行詞に直接関係詞節が続く文として、“telescoped relative construction” という特異な形をとる例を示し、それを根拠に関係詞節は段階性の中で考える可能性があると主張する。



- (24) All this I gave up for *the mother who needed me*.  
 ≒ All this I gave up for *a person who needed me, ie my mother*.

(Quirk *et al.* 1985: 1257)

(24) の *the mother* は特定の人を指しているの、通常ならば関係詞節は非制限的であるが、2行目のパラフレーズから分かるとおり、内容的には制限節と特定の名詞句 (*my mother*) が融合した形をとっている。したがって、(24) は制限節と非制限節との中間的存在といえることができる。

上記2つの主張は関係詞節の段階性を動機づける上で重要な指摘ではあるが、具体例に乏しい。そこで、本論では中島 (1971) による関係詞節の4分類を糸口にこの問題に取り組みたい。中島の4分類は基本的に統語的な観点から行ったものであり、また、関係詞節の段階性について意識されたものではないが、その議論の中には情報価値の点でいくつかの興味深い指摘がなされているので、それをヒントに、新たな要素、すなわち、主節と関係詞節との情報価値の関係に基づいて関係詞節のタイプ同士を関係づけ、関係詞節の分類に段階的な性質を与える。

## 2. 中島 (1971) の4分類

中島 (1971: 25) は関係詞節を (25) のように、制限的・記述的・同格的・連続的の4種に分類する。それぞれに対応する例を (26) に示す。

- (25) 関係詞節の4分類
- a. Restrictive (制限的)
  - b. Descriptive (記述的)
  - c. Appositive (同格的)
  - d. Continuative (連続的)
- (26) a. [Any [book **which** is about linguistics]] is interesting.  
 b. I bought [[a book][**which** was about linguistics]].  
 c. [This book], [**which** is about linguistics], is interesting.  
 d. [S<sub>1</sub> I bought a book today], [S<sub>2</sub> **which** I will give to you later].

(25a) は (21) と同様、いわば典型的な制限節である。(25b) の記述的な関係詞節とは、従来は制限節に含まれているものである。これは (26b) にあるように、book を制限するというよりはむしろ a book の概念内容を豊富にしているという意味で a book の説明、記述をしていると考える。つまり、話し手は「ある本を買ったのだ

が、それは言語学の本である」ということを伝えている。(25c) は従来の非制限節に相当する(継続用法は除く)。(25b) と (25c) を比較して分かるように、両者は記述的という機能の点で共通している。違いは後者が挿入文的であるという点である。最後に、(25d) が従来の非制限的關係詞節の継続用法に相当する。これについて中島 (1971) は、本来は独立文であるものが関係詞を用いることによって従属的に表現されたものとみなす。

以上が中島 (1971) の分類であるが、この中でまず注目すべきタイプは、(25b) の記述的關係詞節である。これは前述の (22) で述べた先行詞を限定しない制限的節と一致する。また、中島は、典型的な限定用法に対してのみ「制限的」関係詞節の範疇を与えた点であいまいさが排除されている。このことは、これ以降の関係詞節の段階性の説明にも応用できる。以下では、主節と関係詞節の情報価値の関係を考慮に入れて、上記の分類を見直したい。

## 3. 情報の緊密度の観点からみた新分類

ここで問題にするのは、中島 (1971) の分類のうちの「記述的」「同格的」「連続的」の3タイプである。「記述的」と「同格的」の違いは挿入的であるか否かで決定されていたが、この違いを (20) で示した必然性および情報構造の観点から言い換えれば、「関係詞節によって示される情報が、必然性の点で高いか低い」かの違いということになる。必然性が高ければ「記述的」、低ければ「同格的」である。必然性に高低といった程度を導入したのは、それが話し手の意識という主観性によって影響を受け、「記述的」と「同格的」関係詞節の間に解釈のあいまい性が生じるからである。たとえば、Swan (2005) によれば、(27) のような文は、非制限的關係詞節で書き換えた(カッコ内の)文と比較して伝達上の違いはさほどはっきりと意識されていない。そして、伝達内容全体において、関係詞節で示された情報が重要であると思われる場合に制限節が用いられるという。

- (27) We became friendly with *some nurses that John had met in Paris*.  
 (OR We became friendly with *some nurses, whom John had met in Paris*.) (Swan 2005: 485)

ということは、このような文はまず記述的であることが基本にあり、「記述的」か「同格的」かの解釈は、「話し手が情報伝達上どの程度の必然性をもってこの文を発しているか」ということに左右されると考えることができる。そこで、(28) のように記述的關係詞節を情報価値の観点から「(必然性の高い情報を提供する) 中心的」

なものとして「(必然性の低い情報を提供する) 周辺の」なものとして分類した。同時に、連続的关系詞節についても「中心的」・「周辺の」の2種に分類した。特に、下線部が新たに設定した範疇となる。

- (28) a. 制限的 (中島 (1971) と同一)  
 b. 記述的 i. 中心的 (必然性の高い情報を提供する)  
           ii. 周辺の (必然性の低い情報を提供する)  
 c. 連続的 i. 中心的 (必然性の高い情報を提供する)  
           ii. 周辺の (必然性の低い情報を提供する)

(28b) の再分類の利点は、コンマなしの非制限的关系詞節の説明を可能にすることである。すなわち、継続用法を除けば、従来の非制限的关系詞節はすべて「記述的・周辺の」関係詞節に分類される。この場合、たとえ先行詞が固有名詞であっても、関係詞節に必然性の高い情報があると意識されると、先行詞との結びつきは強くなり、その結果コンマを伴わずに表わされる可能性が高まる。つまり、この分類においては先行詞が普通名詞であろうと固有名詞であろうと同じ範疇に含まれるという点で、従来の制限・非制限による二分法と大きく異なる。

もちろん、中心的な情報から周辺の情報へという逆向きの意識の移行もありうる。つまり、関係詞節の情報がより補足的な事柄と意識された場合にはそうなりやすいと考えられる。

ここで重要なのは、話し手が関係詞節の情報価値をどう意識するかによって、「中心的」と「周辺の」との間に流動的な関係が生じるということである。両者の段階性はそのような性質に基づいて成り立っているのである。

(28c) の連続的关系詞節にも新たに「中心的」な関係詞節のタイプを追加した(「周辺の」関係詞節が中島 (1971) でいう「連続的」関係詞節に相当する)。これは主節と関係詞節で表される事態間に必然的关系を話し手が認めた場合に生じるタイプで、本論の前半で検討したコンマを伴わない継続用法がこれに当たる。中島 (1971) ではこのタイプが想定されていなかったが、(20) に示した必然性と節の連結関係に関する特徴に基づき、(28c) でも「中心的」と「周辺の」との間に段階性が存在すると考えられる。

新たな分類をまとめると次のようになる。関係詞節は意味論的観点から「制限的」関係詞節、情報構造の観点から「記述的」関係詞節と「連続的」関係詞節の3つに

分類され、「記述的」関係詞節と「連続的」関係詞節はそれぞれに段階性のある範疇に分類される。それぞれの段階性は話し手の意識と結びついた必然性の高さによって変化する。必然性が高い場合、主節と関係節は形式的にも連結の緊密性が高くなる(コンマが省略される)可能性がある。このように、情報構造の観点を利用することで、いわゆる例外的な関係詞節も含めて関係節の段階性の実態を説明することができた。

## VI. 結語にかえて—今後の検討課題

関係詞節としての *that* 節は、文学作品は別として、非制限的用法には用いられないという(規範的な)意見があるが、実際にはさほどまれではないようである。(29) と (30) は一部の話し手に認められる例である。(31) は学習辞典の語義として使用されている例である。(31) cf. に示した COBUILD7 の語義は、(31) の LDOCE5 とほぼ同じ記述でありながら *that* にコンマが使われていないという点で、興味深い対照をなしている。

- (29) *The Master's course, which I took in 2001, is no longer taught. (or ... that I took...)*

(Hewings 2013: 106)

- (30) *His heart, that had lifted at the sight of Joanna, had become suddenly heavy at the sight of Ramdez thumping after her.*

(Huddleston and Pullum 2002: 1052)

- (31) corpus (definition 2)

a large collection of written or spoken language, *that is used for studying the language* (LDOCE5)

cf. A corpus is a large collection of written or spoken texts *that is used for language research.*

(COBUILD7)

本論の議論に沿っていえば、これらは *that* 節の内容が記述的な性質を持っている例であるために、それを話し手(書き手)が記述的・中心的关系詞節と意識するか、記述的・周辺の関係詞節と意識するかで捉え方が違ってくるのではないと思われる。上記の場合は、話し手が *that* 節を必然性が低いと判断したために、記述的・周辺の関係詞節として扱われているのかもしれない。(31) の COBUILD7 では反対に *that* 節は情報付加の必然性が高いと判断されたために主節に直接後続していると考えられそうである。この種の *that* 節の分布については不明な点が多いので、今後さらに多くの資料を収集・分析して、上記の推論の妥当性を検証したい。

## 参 考 文 献

- Azar, Betty S. and Stacy A. Hagen : *Understanding and Using English Grammar*, 4th ed., Pearson Education, 2009.
- 安藤貞雄 : 現代英文法講義, 開拓社, 2005.
- Biber, Douglas, Stig Johansson, Geoffrey Leech, Susan Conrad and Edward Finegan : *Longman Grammar of Spoken and Written English*, Longman, 1999.
- Declerck, Rnaat : *A Comprehensive Descriptive Grammar of English*, Kaitakusha, 1991.
- Hewings, Martin : *Advanced Grammar in Use*, 3rd ed., Cambridge University Press, 2013.
- 細江逸記 : 英文法汎論 (改訂新版) 篠崎書林, 1971.
- Huddleston, Rodney D. and Geoffrey K. Pullum : *The Cambridge Grammar of the English Language*, Cambridge University Press, 2002.
- 石川慎一郎 : 英語コーパスと言語教育, 大修館書店, 2008.
- 小西友七 (編) : 現代英語語法辞典, 三省堂, 2006.
- Murphy, Raymond : *English Grammar in Use*, 4th ed., Cambridge University Press, 2012.
- 中島文雄 : Relative Clause の分類, 英語展望, 33, 25-28. 1971.
- 中山 仁 : コンマを伴わない非制限的關係詞節に関する意味的・語用論的考察, 英語表現研究, 27, 15-26. 2010.
- Quirk, Randolph, Sidney Greenbaum, Geoffrey Leech, and Jan Svartvik : *A Comprehensive Grammar of the English Language*. Longman, 1985.
- Swan, Michael : *Practical English Usage*, 3rd ed. Oxford University Press, 2005.
- 渡辺登士 (編) : 続・英語語法大事典, 大修館書店. 1976.
- 吉田正治 : 固有名詞と関係詞節, 英語青年, 131 (1), 8. 研究社.

1985.

吉田正治 : 制限用法の關係代名詞 who と that, which と that は自由変異なのか, 英語青年, 145(6), 382. 1999.

## 注

- 1 本論は平成25年度科学研究費補助金 (基盤研究 (C) 課題番号24520548) による研究成果の一部である。また, 本論は主に中山 (2010) に資料の追加と議論の修正を加えると同時に, 新たな視点からの議論も導入したものとなっている。
- 2 Huddleston and Pullum (2002) は関係詞節に限らず, 文法全体において統合型・補足型の分類を適用している。
- 3 このような (継続用法以外の) 固有名詞に直接後続する関係詞は, その場における先行詞の特殊な状況説明といった, 場面に依存した先行詞の一時的・限定的状態を記述するために用いられているのかもしれない。場面への依存度が高ければ, 関係詞節で表される情報への要求の度合いは高まり, 前景化された結果, 先行詞と緊密な連結をもたらすという推測も成り立つが, これについての議論は他の機会にゆずることにする。
- 4 必然性という統一概念によって (28ci) を (28bi) に組み入れる考えも可能であるが, (28ci) は2文の連結関係, (28bi) は先行詞の意味内容の詳述という, 本質的に異なる機能をもつので, 別々の範疇とした。
- 5 18世紀以前までは that は非制限的に用いられており, 現代でも D. H. Lawrence など作家の中には非制限的用法の that を用いる人もいるという (安藤 2005: 190)。
- 6 たとえば, アメリカ英語における制限用法では, 関係詞 which の頻度が低下し, that が上昇する傾向が認められる。この傾向とコンマを伴う that 節との間には有意な関係が存在するかどうかとも検討に値すると考える。